

新総務第2121号  
令和6年12月11日

新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会長 様

新潟市長 中原 八一  
(担当 総務部総務課)

### 行政文書の廃棄に関する意見聴取について（依頼）

新潟市公文書管理条例第8条第3項及び第7項の規定に基づき、保存期間が満了した行政文書の廃棄について、新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に下記のとおりご意見を伺います。

#### 記

#### 1 意見聴取の対象となる行政文書の概要

令和5年度末で保存期間が満了となった行政文書ファイル等のうち、新潟市文書館の長が指定したもの

#### 2 意見聴取の対象となるリスト

資料5「令和6年度文書館歴史的文書選別結果リスト（廃棄→移管）」

#### 【担当】

新潟市総務部総務課総務係 西

電 話 025-226-2409

メール somu@city.niigata.lg.jp